4.23.2.　取り付ける灯火等の性能

配光可変型前照灯は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、本則第42条第８項ただし書の規定に適合すればよいものとする。

4.23.3.～4.23.6.1.2.　（略）

4.23.6.1.2.1.　すれ違い用ビームが異なる灯火ユニットから複数の照射光によって生じる場合、4.23.6.1.2.の規定は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第９改訂版の規則6.4.6.に限る。）に定める基準に基づくものとして自動車製作者等から申請された配光形態についてカットオフがある場合にそれらのカットオフに適用する。

4.23.6.2.～4.23.6.2.2.　（略）

4.23.6.3.　水平方向

各灯火ユニットにカットオフのエルボー点がある場合にあっては、当該エルボー点は、スクリーン上に投影した場合において、当該灯火ユニットの基準軸を通る鉛直線上になければならない。この場合において、当該灯火ユニットの基準軸を通る鉛直線の左側には、0.5°の公差が許容されるものとする。その他の灯火ユニットは、自動車製作者等が協定規則第123号改訂版補足第９改訂版に規定される説明書に記載した配光形態のとおり調整されなければならない。

4.23.6.4.～4.23.7.4.2.　（略）

4.23.7.4.3.　配光可変型前照灯のすれ違い用ビームは、自動車の速度が60km／ｈを超えた状態、かつ、自動車の走行状態が次に掲げる状態のうちいずれか１つ以上の状態となったことを自動的に検知した場合に限り、Ｅ等級の配光形態となるものとする。

(a)　道路の構造物を挟んで通行方向が隔てられている道路若しくは対向する交通の横方向の間隔が特定される道路を走行していること又は車両の速度が110km／ｈを超えること。

(b)　協定規則第123号改訂版補足第９改訂版に規定されたすれ違い用ビームの配光要件のうちＥ等級の配光形態に係る追加規定に適合する次のデータセットの配光形態を有する配光可変型前照灯にあっては、車両の速度が次のとおりとなること。

データセットＥ１の配光形態を有するもの：車両の速度が100km／ｈを超えること。

データセットＥ２の配光形態を有するもの：車両の速度が90km／ｈを超えること。

データセットＥ３の配光形態を有するもの：車両の速度が80km／ｈを超えること。

4.23.7.4.4.～4.23.8.1.　（略）

4.23.8.2.　自動車（配光可変型前照灯を備えるものに限る。）には、配光可変型前照灯の故障時に、視覚的な警告を示す非点滅式の点灯操作状態・作動状態表示装置を備えなければならない。この場合において、当該点灯操作状態・作動状態表示装置は、配光制御信号に関する故障を検出するか、又は協定規則第123号改訂版補足第９改訂版5.9.の規定に適合する故障信号を受信したときには必ず作動しなければならない。故障が存続する間は点灯操作状態表示装置は作動を継続しなければならない。点灯操作状態・作動状態表示装置は一時的に消灯できるが、原動機を始動及び停止する装置が始動位置及び停止位置に切り替えられたときには、必ず再点灯しなければならない。

4.23.8.3.～4.23.9.　（略）

4.23.2.　取り付ける灯火等の性能

配光可変型前照灯は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第８改訂版の規則5.、6.及び7.に限る。）に適合するもの又は法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を受けたものでなければならない。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、同規則5.3.及び5.8.は適用しない。

4.23.3.～4.23.6.1.2.　（略）

4.23.6.1.2.1.　すれ違い用ビームが異なる灯火ユニットから複数の照射光によって生じる場合、4.23.6.1.2.の規定は、協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第７改訂版の規則6.4.6.に限る。）に定める基準に基づくものとして自動車製作者等から申請された配光形態についてカットオフがある場合にそれらのカットオフに適用する。

4.23.6.2.～4.23.6.2.2.　（略）

4.23.6.3.　水平方向

各灯火ユニットにカットオフのエルボー点がある場合にあっては、当該エルボー点は、スクリーン上に投影した場合において、当該灯火ユニットの基準軸を通る鉛直線上になければならない。この場合において、当該灯火ユニットの基準軸を通る鉛直線の左側には、0.5°の公差が許容されるものとする。その他の灯火ユニットは、自動車製作者等が協定規則第123号改訂版補足第７改訂版に規定される説明書に記載した配光形態のとおり調整されなければならない。

4.23.6.4.～4.23.7.4.2.　（略）

4.23.7.4.3.　配光可変型前照灯のすれ違い用ビームは、自動車の速度が60km／ｈを超えた状態、かつ、自動車の走行状態が次に掲げる状態のうちいずれか１つ以上の状態となったことを自動的に検知した場合に限り、Ｅ等級の配光形態となるものとする。

(a)　道路の構造物を挟んで通行方向が隔てられている道路若しくは対向する交通の横方向の間隔が特定される道路を走行していること又は車両の速度が110km／ｈを超えること。

(b)　協定規則第123号改訂版補足第７改訂版に規定されたすれ違い用ビームの配光要件のうちＥ等級の配光形態に係る追加規定に適合する次のデータセットの配光形態を有する配光可変型前照灯にあっては、車両の速度が次のとおりとなること。

データセットＥ１の配光形態を有するもの：車両の速度が100km／ｈを超えること。

データセットＥ２の配光形態を有するもの：車両の速度が90km／ｈを超えること。

データセットＥ３の配光形態を有するもの：車両の速度が80km／ｈを超えること。

4.23.7.4.4.～4.23.8.1.　（略）

4.23.8.2.　自動車（配光可変型前照灯を備えるものに限る。）には、配光可変型前照灯の故障時に、視覚的な警告を示す非点滅式の点灯操作状態・作動状態表示装置を備えなければならない。この場合において、当該点灯操作状態・作動状態表示装置は、配光制御信号に関する故障を検出するか、又は協定規則第123号改訂版補足第７改訂版5.9.の規定に適合する故障信号を受信したときには必ず作動しなければならない。故障が存続する間は点灯操作状態表示装置は作動を継続しなければならない。点灯操作状態・作動状態表示装置は一時的に消灯できるが、原動機を始動及び停止する装置が始動位置及び停止位置に切り替えられたときには、必ず再点灯しなければならない。

4.23.8.3.～4.23.9.　（略）